

平成19年5月21日

各指定調査機関 御中

埼玉県福祉部介護保険課
事業者統括、監査・処分担当

平成19年度追加3サービス事業者に対する説明会の実施について

日ごろ、介護サービス情報の公表制度につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり平成19年度から、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び介護療養型医療施設が対象となります。スムーズな導入を図るために、介護サービス別に開催している「集団指導」の場で、別添の資料により制度の説明しておりますので参考に送付します。また、指定公表センターからも事務手続について併せて説明していただいております。

なお、昨年度から懸案の手数料の検証ですが、最終的には、平成18年度計画分終了後の決算額も含め検証するので、平成19年度計画分の開始時点には間に合いません。については、現行の手数料のまま実施いたします。また、追加3サービスについては、現行の手数料条例が「居宅サービス」「施設サービス」と規定しており、現行の手数料で適用しますので、念のため申し添えます。